

# 令和7年第6回茅野市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月25日(水) 午後2時30分～午後4時00分

2. 開催場所 茅野市役所 議会棟 大会議室

3. 出席委員 25名

農業委員 (17名)

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
18	会長	篠原 清文	8	委員	小池 壽美
17	会長代理	小林 優一	9	委員	長田 佐吉
1	委員	小池 正雄	10	委員	両角 誠
2	委員	原 正臣	11	委員	立木 三彦
3	委員	伊藤 弘通	12	委員	堀内 康久
4	委員	加賀美 積	13	委員	宮澤 あゆみ
5	委員	伊藤 和浩	14	委員	渡辺 ちあき
6	委員	伊東 隼介	15	委員	前田 ちひろ
7	委員	樋口 一義	16		

農地利用最適化推進委員 (8名)

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
19	委員	小海 長雄	24	委員	柳平 寿一
20	委員	竹内 信	25	委員	伊東 賢一
21	委員	原 克人	26		
22	委員	伊藤 昇	27	委員	宮坂 直治
23	委員	伊藤 一人			

4. 欠席委員 2名

5. 議事日程

第1 農業委員会長招集あいさつ

第2 主要会務報告について

第3 議事録署名委員の選任(5番:伊藤 和浩、6番:伊東 隼介)

第4 総会の公開について

第5 審議

議案第25号 農地法第3条の規定に依る許可申請について(10件)

議案第26号 農地法第4条の規定に依る許可申請について(2件)

議案第 27 号 農地法第5条の規定に依る許可申請について(6 件)

議案第 28 号 農用地利用集積等促進計画(一括方式)の決定について  
(4 件)

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 宮下 淳一

事務局次長 五味 義人

主 査 和氣 高史

## 7. 会議の概要

会長代理	<p>皆さんお疲れ様です。定刻となりましたので、ただいまより第 6 回茅野市農業委員会総会を開催いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、総会の開催に先立ちまして、成立宣言をいたします。本日は出席者 25 名ということで、この総会が成立することを宣言いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは次第に従いまして進行していきます。農業委員会会長招集あいさつということで、篠原会長よろしくお願いいたします。</p>
1. 農業委員会会長招集あいさつ	
会長	<p>皆さんこんにちは。今日もお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます</p> <p>先月の懇親会にはたくさんの方に出席していただき、ありがとうございました。少しは打ち解けていただけたかなと思っております。またあと 2 回、3 回とやらせていただければと思いますので、出席できる方はよろしくお願いいたします。</p> <p>今日、午後はこんな天気になりましたが、現地調査のときは暑かったと思います。体調を考えながらやっていただければと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>6 月 4 日に認定の方の審査というものがありまして、若い方 2 名が認定をされまして、ここで農業を始めるということです。あと、色々な会議に出ています。覚えることややらなきゃいけないことがいっぱいありますが、私も少しずつやっていこうと思います。その中で思ったのは、事務局の方、茅野市の中で農業委員会というところはとても忙しい部署なんだなとわかりまして、一番頑張っているんじゃないかと思っています。こういった資料も作っていただいて、こうして会議ができますので、これからもよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは今日も最後までよろしくお願いいたします。</p>
会長代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして主要会務報告についてということで、引き続き、篠原会長お願</p>

	いします。
2. 主要会務報告について	
会長	(主要会務の報告)
3. 議事録署名委員の選任	
会長代理	<p>続きまして、議事日程第3の議事録署名委員の選任について、私の方から指名させていただきます。</p> <p>5番の伊藤和浩委員、6番の伊東隼介委員のお2人をお願いいたします。</p>
4. 総会の公開について	
会長	<p>本日の審議事項は、事前にお知らせしております通り、農地法による許可申請は、第3条10件、第4条2、第5条6件となっております。また、農用地利用集積等促進計画関係が4件となっております。</p> <p>審議内容につきましては個人的な情報が入っていますが、会議は原則公開として進めたいと思いますが、皆さんにお諮りいたします。</p> <p>公開しても良いと判断される委員さんは、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということですので、本日の総会は公開で進めていきます。</p> <p>(傍聴者なし)</p>
5. 審議	
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>日程第5の議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
次長	【申請番号1について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
2番委員	<p>6月18日、宮川地区の委員4名で現地を確認しました。申請地は、お手元の案内図3-1をご覧ください。農振地域外の農地で、水田1,396㎡というのが今回の申請地でございます。この水田ですが、受人の父の時代から、渡人より水田耕作を頼まれ耕作してきましたが、渡人の申し出により受人が農地を購入し、今後も同様に水稻耕作を行うと申しております。現地を確認しましたが、現在耕作されており、この申請は問題ないと見てまいりました。よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質問等なし)</p>
議長	<p>ないようですので採決をいたします。</p> <p>承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>

	賛成多数により、申請番号 1 は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 2 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 2 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
10 番委員	6月 17 日に豊平地区委員 3 名で現地調査を行いました。申請地は案内図のとおりです。渡人は、相続財産清算人です。受人は、現在、約 50 アールを耕作しており、申請地は自宅から徒歩で約 1 分と近いことから、譲受けを希望しています。現地を確認しましたが、申請地には野菜一般を栽培する予定で、機械、労働力、地域との関係など問題ないことから許可要件を満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。
4 番委員	湖東の部分が 3-2②の案内図になります。今豊平の委員さんの方から報告がありました通り、この土地は以前から受人が借りて作っていた土地ということですので、特に問題はなく売買できると思いますので、ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見がある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 2 は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 3 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 3 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
10 番委員	6月 17 日に、豊平地区委員 3 名で現地調査を行いました。申請地は案内のとおりです。渡人は高齢により耕作が困難であるため、譲り渡したいと希望しています。受人は、自給的農業を実践中で、今後は作物の種類を増やす予定で、渡人の申し出により譲り受けを希望しています。現地を確認しましたが、申請地は、自宅の隣で環境に配慮した農業をしたいと考えていることから、何の問題もないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの担当地区委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 3 は原案通り決定いたします。

議長	続きますして申請番号 4 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 4 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
9 番委員	6月 17 日に、豊平地区委員3名で現地調査を行いました。申請地は3-4の図をご覧ください。渡人は高齢で耕作が困難であり、所有権移転を希望しています。受人は、経営規模拡大と農地利用調整に尽力しております。また、農薬使用方法も、地域の防除基準等に従うそうです。この申請には問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの担当地区委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 4 は原案通り決定いたします。
議長	続きますして申請番号 5 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 5 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
9 番委員	6月 17 日、地区委員3名で現地調査を行いました。申請地は、3-5の図をご覧ください。渡人は高齢で耕作困難であり、賃借権を設定したいと申請しました。受人が取得する周辺は畑作地帯であり、取得後もこれまで通りの栽培をしていきたいとこういこととございます。3町歩以上耕作しており、地域には貢献しているということです。また、農薬使用等についても地域の防除基準等に従うそうです。この申請には問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの担当地区委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 5 は原案通り決定いたします。
議長	続きますして申請番号 6 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 6 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
6 番委員	6月 19 日に玉川地区委員3名で現地調査を行いました。現地は案内図のとおりです。受人の敷地の中に当該地は挟まれたような立地です。渡人は

	<p>手不足で耕作が困難な状況であります。受人は現在、ソバや野菜を耕作しておりますが、当該地は面積がそれほど大きくないため、取得後は家庭菜園としての利用を考えているようです。現地を確認しましたが、自宅に隣接しているため、耕作利便がよく、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないことから、要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。ただいまの担当地区委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)</p>
議長	<p>ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 6 は原案通り決定いたします。</p>
議長	<p>続きまして申請番号 7 について説明をお願いします。</p>
次長	<p>【申請番号 7 について議案書をもとに朗読】</p>
議長	<p>それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。</p>
21 番委員	<p>6 月 19 日に玉川地区の委員 3 名で現地確認を行いました。申請地は案内図 3-7 をご覧ください。渡人は高齢であり手不足のため土地の処分を希望しています。受人は専業農家で、この土地の近隣でブロッコリーを栽培しており、農業経営拡大のため農地の取得を希望しております。また取得に際し、農薬の使用方法和地域の慣行に従うことや、出払い共同作業等協力して行うということです。この申請は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。ただいまの担当地区委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)</p>
議長	<p>ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 7 は原案通り決定いたします。</p>
議長	<p>続きまして申請番号 8、これは申請番号 5-3 にも関わることで、一緒に説明をお願いします。</p>
次長	<p>【申請番号 8 について議案書をもとに朗読】</p>
事務局	<p>【申請番号 5-3 について議案書をもとに朗読】</p>
議長	<p>それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。</p>
17 番委員	<p>6 月 15 日に玉川地区委員 3 名ならびに県の担当の方、市の農業委員会事務局の方、譲受人の方と現地を確認いたしました。渡人は申請地を令</p>

	<p>和4年に県知事より許可を受け、営農型太陽光発電に着手しようとしたところ、コロナ感染の影響により太陽光発電設備の竣工が遅れ、また営農型のためのブルーベリー苗の手配も遅れ、計画が頓挫していました。農地法による一時転用の申請をするのにあたり、体調を崩し営農を続けられる状況ではなくなりました。そんな折、譲受人が茅野市に事務所を開設し営農活動を行うという情報を得て、渡人は所有権移転を考え、譲受人に営農を引き継いでほしいということで申請をしました。現地確認のあと、今後の事業展開について説明を受けました。ブルーベリーの生育に時間が必要であり、販売事業が軌道に乗るまで経過観察が必要であり、営農内容について毎年市への経過報告をすることが条件となっていることなどを考慮いたしまして、一応、営農の方向を見定めることといたしました。現時点での不許可の要件は見当たらず、許可相当とすることが妥当と判断いたしました。この売買は特に現時点では問題なしと見てまいりましたので、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。もう一度事務局お願いします。</p>
次長	<p>今回取得するのが市外の法人ということで、営農の計画等について、お聞かせいただけますでしょうか。</p>
譲受人	<p>ただいまご紹介いただきました、農事組合法人の代表をしております〇〇と申します。</p> <p>今回玉川地区の中で、令和4年に許可が出たものを今回転用の更新のときに、そのタイミングで当初の申請者さんから相談を受けまして、引き継ぎをして欲しいということで、弊社でも今実際に、茅野市での拠点も作っていたりだとか、市外に拠点はありますが、それ以外にも2つの市町村で農地として作物を育てていく計画もありましたので、今回、事業地の拡大ということで、当初の申請者さんからの依頼も含めて、受けをさせていただく方向で話を進めておりました。ブルーベリーなんですが、同じような形で他の市町村でも営農型太陽光の下で、ブルーベリーの栽培を弊社で行っております。</p> <p>同じタイミング、今年で3年目の転用になっておりまして、今生育も順調に進んでいる段階になっております。</p> <p>今回の農地においては、計画から丸2年ほど先ほどお話があったように、事業が実施できてないような状況があったんですが、昨年再開しまして、現地に太陽光発電所の設置と、<u>ブルーベリーの苗木の設置というのが完了している状態になっております</u>※。</p> <p>ここからの生育になってしまうので多少と遅れは生じてしまうんですが、しっかりとですね計画を遂行するために、設備を整えたり人手を整えたり、ということを実際にやっている最中でございます。<u>生育について現状でしっかり育てているので</u>※、そのまま成長して行って、しっかり収穫をしていけるように進めてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。</p>

※	事前の現地確認の際、計画の本数に対して不足があるため、現在定植されている117本に加え40本追加でブルーベリーを植える旨、本人の談あり。(事務局追記)
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの担当地区委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。
1番委員	ブルーベリー栽培を他の市町村でもやっているということで、3年目でやっているということだけど、配られている資料を見ると譲渡人の方のところの、ちょっと大きくなったぐらいの苗になっているという感じです。それでももう収穫できるぐらいなんですか。
譲受人	今年が実際に育て始めて4年目になるんですが、今年から収穫という形で、来週あたりから少しずつ収穫、出荷が始まるんですが、そこで200鉢置いています。今年はまだ4年目で、収量目安でまだ50キロということで、今年から収穫が始まっています。
1番委員	これ5、6年かかるでしょうね。今回の申請地のすぐ近くでも以前申請があって農業委員会でもかかったことがあって、いつになったら収穫できるんだろうなという感じで会議で話したこともあったんだけど、今ちゃんとしっかりしたものになっています。 ただ、これをやっていく場合、必要な水管理や肥培管理、多分液肥なんかでやってると思うんだけど、茅野とあと他の所があったりとかいう形なんだけど、このきめ細やかな管理が前提になると思うけれども、そういったものはどんな形で、やっていかれる予定でしょうか。
譲受人	今年に関しては、特に水の管理のところしていくと、私が実際に通っているところと、茅野市の拠点として事務所を置いて、地元の方に営農協力を今してもらってまして、今2名体制で水の管理をしている状態になっています。今年いっぱいはおそらく私が中心となって、剪定だったり、肥料は追肥のタイミングでしたりというのはあるんですが、茅野市でもこのブルーベリー畑以外にも農地を別でお借りする計画もありまして、そこでの農業も始まるということもあって、今茅野市内で人を雇用して、農業を進めていくという計画で進んでおりまして、来年からは常時雇用している方で細やかな管理を行っていくという形になります。
1番委員	ということは、地元管理する人を置いて責任を持って管理していただくと考えてよろしいですか。
譲受人	はい。そうです。
1番委員	これ売電価格なんかはどのぐらいになっていますか。
譲受人	18円です。
1番委員	18円なら、FITが残っていてそれで作ったやつですな多分。

譲受人	そうですね。2018年度認定で取得がされています。
1番委員	これだったら年間200万くらいにはなりますね。心配したのは、今売電が難しくなっているから、今何でこの申請が出て来ているのかなと思ったけど、認定が2018年ということで、かつきめ細やかな管理をしていく体制を作っているということだったらね。はい。わかりました。
譲受人	ありがとうございました。
7番委員	先ほど水の管理っていうことをやっていくということをお聞きしたんですけど、鉢ごとにどうやってこの水の管理をやっていくのかちょっとお聞きしたいと思いますが。
譲受人	現状は、横の水路の水をお借りしてじょうろで上げている状況ですが、それをずっと続けていくのもちょっと現実的ではないというところで、灌水システムを作る予定になっていまして、タイマーを設置して水やりをできるような形で設備を作りたいと考えています。基本的に晴れた日がある程度続くと水が必要になってしまうので、日照りが続くと数日、3日に一回ぐらいは水をやらないといけないというような状況です。
7番委員	わかりました。
議長	その他に質問のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。 それでは採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号8、申請番号5-3は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号9について説明をお願いします。
次長	【申請番号9について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
11番委員	6月21日に泉野地区委員4名で書類および現地を確認しました。渡人は以前より耕作はしておりません。受人は数年前より現地にて農業を始め、この地域の農業のリーダー的存在として期待をされています。現地は自宅と隣接しており、譲渡することに問題はないと判断しました。この申請には問題がないと見てまいりました。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見がある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号9は原案通り決定いたします。

議長	続きまして申請番号 10 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 10 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
4 番委員	6 月 17 日に湖東地区委員 3 名で現地調査を行いました。受人が所有する土地に隣接しておりまして、申請地を取得することによって農地の集約および利便性を拡大するため譲受けを希望しています。現地を確認しましたが、自作地を集約することとなりまして、取得後すべての農地を利用することなどを見ても問題はなく、許可要件をすべて満たしていると考えます。この申請は問題ないと見てまいりましたので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの担当地区委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 10 は原案通り決定いたします。
議長	続きまして議案第 26 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
次長	【申請番号 1 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
8 番委員	6 月 21 日にちの地区委員 2 名で現地を確認しました。譲渡人は高齢により耕作が困難で、規模を縮小して、申請地は需要や収益面、それから資金面をクリアしたことから、申請時に賃貸住宅を建築したいということです。被害防除措置について、転用地からの土砂流出に関しては、申請地はほぼ平坦な地ではありますが、擁壁を設置します。東側には既存の石積みがありますが、隣接農地に影響はないということです。それから雨水につきましては敷地内で処理をします。また汚水については公共下水道に接続します。計画建物 2 階建てで農地から離れているため、日照や通風には問題がないということです。目的のとおり宅地としての転用は問題ないと見てまいりましたので、ご審議のほどよろしく願います。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの担当地区委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 1 は原案通り決定いたします。

議長	続きまして申請番号 2 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 2 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
7 番委員	6月 15 日、地区担当委員 2 名にて現地確認を行いました。法面には、パネル下に防草シートがはられており、約 3 年が経過しておりますが、剥がれや劣化もしておらず、維持管理がよくできていると思われました。稲の生育も順調に生育しておりました。周辺の稲も順調に生育しており、周辺農地の地権者や耕作者から苦情もなく、当設備においては、農業上の土地利用との調和を図りながら、農地における営農が良好に継続できていると思われました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの担当地区委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 2 は原案通り決定いたします。
議長	続きまして議案第 27 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
次長	【申請番号 1 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
19 番委員	6月 18 日に宮川地区委員 4 名で現地調査を行いました。案内図は 5-1 をご覧ください。受入はこの申請地を、隣接地に子の住宅を建設するのにつき、通路がなく建築確認の取得ができないため、申請地を通路敷地として譲り受けたいというものです。面積は水田の一部、19 m <sup>2</sup> です。通路敷地のため、農地に被害は及びません。また、上下水道は使用しません。隣接地の水田に土砂が落ちないように、コンクリート擁壁をつくる計画です。以上、この申請には問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さん、および事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決いたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 1 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 2 について説明をお願いします。

次長	【申請番号 2 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
17 番委員	6月 19 日に玉川地区委員3名で現地を確認しました。渡人は申請地を耕作していましたが、高齢のため耕作できず、親族も時間的余裕もなく放置されている状態で、譲受人に有効活用してもらいたいと考えて手放すことにしました。受人はハケ岳登山ガイドやハケ岳キャンプ体験をなりわいとしていて、参加者の準備場所並びに定住地を探していました。他の候補地よりも立地条件の良いこの土地を選定いたしました。現地を確認いたしました。隣接農地に及ぼす影響もなく、所有者への説明も完了しています。被害防除措置も問題なく周辺地域との関係を見ても問題ないことから、許可要件を満たしていると判断いたしました。この売買は問題なしと見てまいりました。ご審議をお願いいたします。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 承認される方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 2 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 4 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 4 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
5 番委員	6月 17 日に委員3名で現地を確認しました。また、事務局からの説明のとおりでもうすでに老朽化した建物がありましてびっくりした次第ではありますが、顛末書の内容にあります。今回改めて農地法 5 条による申請を行い、父親から息子さんに譲渡したいということです。工事にあたり、被害向上措置ですが、現状の地盤に建てるので、法面の崩壊等の心配はなさそうでした。隣接している農地はなく、建てる建物の高さも近隣住宅と同等の高さなので、日照等の影響もないかと思われました。住宅用地としての転用は問題ないと見てまいりましたので、ご審議のほどよろしく願います。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。
議長	ないようですので採決に入ります。 承認される方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 4 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 5 について説明をお願いします。

次長	【申請番号 5 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
4 番委員	6 月 17 日に湖東地区委員 3 名で現地を確認いたしました。申請地は東が市道に隣接し、南と北は宅地、西は畑に接しています。受人と渡人の関係は今、事務局の説明したとおりでありまして、現地確認したところ、西側の農地の所有者には転用計画の事前説明がされていまして、雨水は地下浸透ということで、目的のとおり駐車場を増設しても問題ないと思われま。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。
議長	ないようですので採決に入ります。 承認される方は挙手願ひます。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 5 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 6 について説明をお願いします。
議長	【申請番号 6 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
4 番委員	6 月 17 日に湖東地区委員 3 名で現地を確認いたしました。申請地は南に市道、東に農振農用地の青地を挟んで市道と接してありまして、北側は宅地、西側は畑と接してあります。渡人と受人との関係は先ほど事務局がお話した通りでございます。現地確認を行いましたけれども、西側農地の所有者及び北側の住人には転用の計画説明を7月4日に予定しているということです。雨水排水は地下浸透、汚水は茅野市公共下水道に接続して放流します。その他被害防除措置は適切です。目的のとおり住宅を建築しても支障はないと思われま。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決に入ります。 承認される方は挙手願ひます。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 6 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 6 について説明をお願いします。
議長	次に、議案第 28 号「農用地利用集積等促進計画(一括方式)について」について説明をお願いします。
次長	【申請番号 1 から 4 について議案書をもとに説明】
議長	質問や意見のある方は挙手をお願いします。

1 番委員	この表は問題ないんですけども、受人がですね、これがこの土地を借りた場合で、経営規模がどうなるのかっていうあたりのところも、入れていただいたら、今後、我々がいろいろ地域計画だとか、或いはパトロールのときに役立つのかなというふうな感じを受けました。もちろんこれは事務局にとっては相当面倒くさい仕事になりますので、できたらで結構ですけども。
次長	ありがとうございます。また可能な中で反映させていただきたいと思えます。
議長	<p>その他に質問のある方はいらっしゃいますか。</p> <p>それでは、ないようですので採決をいたします。</p> <p>承認される方は挙手願います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数により、原案の通り決定いたします。</p>
議長	以上で、本日の議案の審議事項は終了いたしました。それでは以上をもちまして、茅野市農業委員会第 6 回総会を閉会いたします。

令和 7 年 6 月 25 日

議 長

委 員

委 員